明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

五　使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

六　［略］

七　特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　工事の工程

二　前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

三　第二十九条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四　前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

3　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前確認を要しない場合）

第八条　法第五十一条の八第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

一　特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二　前号に規定する場合以外の特定廃棄物管理施設を試験のために使用する場合

三　特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四　特定廃棄物管理施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　特定廃棄物管理施設の変更の工事であつて、第四条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

［条を削る。］

［条を削る。］

（使用前確認証）

第十条　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第七条の規定による申請に係る特定廃棄物管理施設が法第五十一条の八第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

五　［同上］

［号を加える。］

［項を加える。］

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前検査の実施）

第八条　使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一　放射線遮蔽材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項　化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二　廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設その他の廃棄物管理設備の附属施設（廃棄施設に限る。）の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。

三　計測制御系統施設、放射線管理施設その他の廃棄物管理設備の附属施設（廃棄施設を除く。）の組立てに関する事項　それぞれの施設が完成したとき。

四　廃棄物管理施設の性能に関する事項　廃棄物管理施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

第九条の二　削除

（使用前検査実施要領書）

第九条の三　原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前検査合格証）

第十条　原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めたときは、使用前検査合格証を交付する。